

# 森林環境保全整備事業実施要領

平成14年3月29日付け13林整整第885号  
林野庁長官通知  
最終改正：令和8年4月7日付け7林整整第912号

森林環境保全整備事業の実施については、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

## 第1 事業区分等

- 1 本事業は次の各号に掲げる事業により構成されるものとする。
  - (1) 森林環境保全直接支援事業
  - (2) 特定機能回復事業
    - ア 森林緊急造成
    - イ 被害森林整備
    - ウ 重要インフラ施設周辺森林整備
    - エ 林相転換特別対策
    - オ 保全松林緊急保護整備
  - (3) 林道整備事業
    - ア 林業生産基盤整備道整備
    - イ 山村強靱化林道整備
    - ウ 林業専用道整備
    - エ 林道施設老朽化緊急対策
  - (4) 林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業
- 2 前項に定める事業のうち、(1)及び(2)の事業区分、事業内容、事業規模及び事業主体は別表1に定めるとおりとする。
- 3 第1項に定める事業のうち、(3)及び(4)の事業区分、事業内容及び事業要件等は別表2に定めるとおりとし、事業主体は都道府県、市町村のほか、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会（以下「森林組合等」という。）とする。なお、別表2の第1の3の(7)においては、事業主体は福島県とする。
- 4 前二項に定める事業内容及び対象となる範囲は別表3に定めるとおりとする。

## 第2 事業計画の作成等

- 1 都道府県知事（以下「知事」という。）は、本事業（ただし、第1の1の(2)のイ、エ及びオを除く。）の実施に当たり、森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、林野庁長官に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 事業計画の計画期間は原則5年間とし、作成に当たって知事は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握した上で、林業者、森林組合その他の関係団体の意見を聴くとともに、関係市町村と協議し調整を図り、市町村長の同意を得るものとする。
- 3 複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合には、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとする。なお、この場合には、林道の整備や当該路線の利用対象となる地域内における森林の区域（以下「利用区域」

という。)内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林整備の予定等について協議し、調整を行うものとする。

- 4 林野庁長官は、第1項により申請があった事業計画について、審査の上、適当と認めるときは、これを承認し、その旨を通知するものとする。
- 5 知事は、次の各号のいずれかに該当する重要な変更を行うときは、事業計画の変更を林野庁長官に申請し、その承認を受けなければならない。なお、申請に当たっては、変更理由及び変更内容を記載した変更理由書を添付するものとする。
  - (1) 計画期間の変更
  - (2) 事業量の著しい増減
  - (3) 林道整備事業における開設路線の追加又は廃止
- 6 知事は、前項以外の変更を行った場合は、原則として当該変更を行った年度の末日までに、林野庁長官に報告するものとする。

### 第3 実施計画の作成等

- 1 知事は、毎年度、翌年度に実施する本事業に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、林野庁長官に提出するものとする。
- 2 林野庁長官は、実施計画の提出があったときは、当該実施計画を審査の上、補助金の配布予定額を決定し、これを知事に内示するものとする。
- 3 知事は、前項の内示があった場合には、当該年度の実施計画を調整し、林野庁長官に提出するものとする。
- 4 年度途中において実施計画を変更する場合は、第1項から第3項までの規定を準用するものとする。

### 第4 施設集約化計画の作成等

- 1 事業主体は、別表2の第1の1の(4)、2の(4)又は3の(4)について補助金の交付を受けようとする場合は、あらかじめ当該補助金の交付を受けようとする施設集約化における撤去施設の概要、集約先施設の概要等を記載した計画(以下「施設集約化計画」という。)を作成し、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項により提出のあった施設集約化計画に記載された内容が別表2の第1の1の(4)、2の(4)又は3の(4)の事業要件等を満たしていることを確認し、当該事業が計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、事業主体に対する指導を行うものとする。

### 第5 国の助成

要綱第4の国の助成については、第1の事業に要する経費について補助するものとする。

### 第6 維持管理

- 1 事業主体は、原則として本事業により整備した施設の維持管理を行うものとする。
- 2 事業主体は、他の地方公共団体、森林組合等を指定し、維持管理の一部又は全部を行わせることができる。この場合、都道府県以外の事業主体が他の地方公共団体、森林組合等を指定する場合には、あらかじめ知事に届け出るものとする。
- 3 知事は、本事業により整備した施設の維持管理について、その実施状況の監督を行うものとする。特に、当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体に対して、速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うよう指導するものとする。

## 第7 森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業に係る特記事項

第1の1の(1)及び(2)においては、以下の各号によるほか、第8～第12を適用する。

- (1) 対象樹種は知事が補助することが適当と認めるものに限ることとし、外国樹種の植栽又は播種にあつては、あらかじめ林野庁長官の承認が得られたものとする。
- (2) 補助事業に関連して、事業主体が集材路を作設する場合には、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を遵守するものとする。
- (3) 知事は、毎年度の事業の実績について、別に定めるところにより、林野庁長官に提出するものとする。
- (4) 知事は、事業の実施に当たっては、施行地の森林保険加入を基本として、森林所有者等の指導に努めるものとする。
- (5) 事業の実施に当たっては、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に基づき、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めるものとする。
- (6) 事業の実施に当たっては、「造林に係る省力化・低コスト化技術指針」（令和7年3月31日付け6林整整第860号林野庁長官通知）に基づき、造林作業の省力・低コスト化に係る取組の着実な推進に努めるものとする。
- (7) 事業の実施に当たっては、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和7年3月31日付け6林整森第264号林野庁長官通知）に基づき、森林の生物多様性保全に資する取組の推進に努めるものとする。
- (8) 事業主体は、作業工程の設定又は見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。

## 第8 補助金の交付申請

- 1 事業主体は、原則として事業の終了後速やかに知事に対して、補助金交付申請書を提出することにより、補助金の交付申請を行うものとする。
- 2 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。委任を受けた者は、知事に対して前項に記載の書類に委任状を添付して補助金の交付申請を行うものとする。

## 第9 竣工検査

- 1 知事は、竣工検査（以下「検査」という。）を行う者（以下「検査員」という。）を定め、交付申請のあったものについて、申請の受理後速やかに、検査を行うものとする。
- 2 検査は、1 施行地ごとに申請書等に基づいて行うことを原則とするが、申請書等のみによって検査を行うことが困難な施行地については、現地で確認を行うものとする。この場合、これらの施行地全体の10分の1以上に相当する数の施行地を無作為に抽出し現地で確認を行うものとする。
- 3 検査員は、検査した事項を記した調書（以下「検査調書」という。）を作成し、これに署名するものとする。
- 4 知事は、検査調書をもとに審査し、検査を行った施行地が本要領の規定に適合しないものであるときは、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。
- 5 前項の規定により不合格又は一部不合格であるとされた施行地であつて、当該年度内における知事の定める一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行う

ものとする。

- 6 審査に用いた検査調書は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。なお、検査調書のうち、電磁的記録により保存が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 7 知事は、検査に当たっては前各項によるほか、その具体的な手順や内容等を示した竣工検査内規を定め、これに基づき検査員は検査を行うものとする。なお、作成した竣工検査内規に係る情報はウェブサイト等で積極的に公開するものとする。

## 第10 補助金の査定

知事は、検査に基づいて次の各号により知事の定めた内容に照らして補助金の査定を行う。

- (1) 補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。ただし、沖縄県で行う事業及び第1の1の(2)のオ「保全松林緊急保護整備」については、査定係数は適用しないものとする。
- (2) 各事業の査定係数は、別表4のとおりとする。
- (3) 標準経費は、事業内容ごとに別表5に掲げる経費を対象とし、その算定に当たっては、標準単価に事業量を乗じて求めるほか、以下のとおりとする。
  - ア 標準単価の算定に当たっては、林野庁が別途定める作業工程を用いること。また、林野庁が作業工程を提示していないものについては知事が適宜の方法により把握した作業工程を用いて行うものとする。
  - イ 標準単価には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれる場合や当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を加算することができる。
  - ウ 社会奉仕を目的としたボランティア活動等により、事業目的を達成しつつ、作業を実施することが見込まれる事業にあっては、これに適用する標準単価を定めることができる。
  - エ 標準単価の算定に用いる作業工程（林野庁が提示するものを除く。）については、知事は実態と乖離しないよう適時適切に見直すとともに、ウェブサイト等で積極的に公開する。
- (4) 補助率は、「林業関係事業補助金等交付要綱」（昭和47年8月11日付け林野政第640号農林事務次官依命通知）によるものとする。

## 第11 補助金の交付決定等

- 1 知事は、補助金査定の結果に基づいて、原則として補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行う。
- 2 知事は、補助金の額を確定した場合には、速やかに補助金を交付する。

## 第12 補助金の交付に当たって付すべき条件等

- 1 知事は、事業主体に対して、次に掲げる条件を付すものとする。
  - (1) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（別表1の2の(1)から(4)（別表1の2の(4)の3）においては緩衝林帯の整備に係るものを除く。）までにあつては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（林相転換特別対策のうち林野火災対策タイ

プの実施に必要な行為又は林業生産基盤整備道整備若しくは山村強靱化林道整備若しくは林業専用道整備により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(2) 森林環境保全直接支援事業に掲げる事業のうち、森林法(昭和26年法律第249号)第11条に規定する森林経営計画(以下「森林経営計画」という。)に基づいて行うものについて、当該計画の認定の取消を受けた場合は、交付を受けた補助金相当額(別表4の「森林環境保全直接支援事業」の(1)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画を取り消された場合であっても、(3)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては、(3)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額)を返還すること。

(3) 森林環境保全直接支援事業に掲げる事業のうち、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画(以下「実施権配分計画」という。)及び同法第51条第1項に規定される権利集配分一括計画(以下「一括計画」という。)に基づいて行うものについて、次に掲げる日から起算して過去5年間以内に実施された事業に係る補助金相当額(別表4の「森林環境保全直接支援事業」の(1)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画を取り消された場合であっても、(3)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては、(3)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額)を返還すること。

ア 実施権配分計画に基づいて行うものについて、当該計画が同法第40条第1項及び第2項の規定により取消しとなった場合は、当該取消しを受けた日

イ 一括計画に基づいて行うものについて、当該計画が同法第52条第2項の規定により適用される同法第40条第1項及び第2項の規定により取消しとなった場合は、当該取消しを受けた日

ウ 一括計画に基づいて行うものについて、同法第52条第1項の規定による公告があつた一括計画の定めるところによる所有権の移転を受けた構想適合事業者(同法第43条第3項第2号に掲げる適合事業者をいう。)が計画に基づく施業ができない場合は、当該計画に基づく施業ができないと認められた日

(4) 更新伐及び防火林帯整備を行った場合、当該施行地につき、原則として、その完了年度の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐及び防火林帯整備に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

(5) 「面的複層林施業の実施について」(令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。)における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

(6) 第1の1の(2)のイにおいて森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、本事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。

(7) 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業

があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(8) 成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。

- 2 知事は、前項により補助金相当額を収納した場合は、収納した補助金相当額のうち国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

### 第13 東日本大震災復興特別会計における事業

- 1 東日本大震災復興特別会計における事業（以下「復興事業」という。）は、次の各号により実施するものとする。

#### (1) 事業区分

森林環境保全直接支援事業又は林道整備事業において実施するものとし、森林環境保全直接支援事業については、放射性物質の影響等で所有者自らでは整備を進めがたい森林について福島県・市町村等の公的主体が実施する「ふくしま復興加速化森林整備事業（公的タイプ）」と、主に森林所有者等が実施する「ふくしま復興加速化森林整備事業（民間タイプ）」に区分する。

#### (2) 事業対象地域

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）に基づく汚染状況重点調査地域、除染特別地域及びその他空間線量率が高い地域として福島県知事が指定する地域とする。

#### (3) 事業内容

放射性物質対策と一体的に実施するものとして次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、エについては、事業対象地域は除染特別地域のうち帰還困難区域に限る。

- ア 末木枝条の林内への集積又は小規模で簡易な編柵工・土留工（林床保全整備）と一体的に実施する施業
- イ のり面保護を実施する林業専用道及び森林作業道整備
- ウ その他森林からの土砂の流出防止に留意した森林整備
- エ 既設林道の改良、老朽化対策、施設集約化（撤去）及び機能回復

- 2 前項の（2）にかかわらず、地域の安心確保の観点から、令和8年度より復興事業の対象外となった地域についても、令和7年度以前の復興事業の事業完了年度から最大2年間は、ふくしま復興加速化森林整備事業（民間タイプ）を実施できることとする。

- 3 ふくしま復興加速化森林整備事業（公的タイプ）については、知事が必要と認める場合には、当面の間、区域を限って、適宜の方法により把握した労働者の放射線障害防止措置のために必要な費用を加算した額を標準単価として定めることができるものとする。

### 第14 その他

- 1 事業主体は、森林法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令の規定を遵守して事業を実施すること。
- 2 都道府県の行う事業については、本要領に準じて行うものとする。
- 3 知事は、本事業の実施に関する調査及び指導監督（成功認定を含む。）を行うものとする。
- 4 市町村長は、本事業の円滑な実施を図るため、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下に、必要な助言、指導等を行うものとする。

- 5 この要領に基づき知事が林野庁長官に対して行う協議及び提出は、沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長を経由して行うものとする。
- 6 第2の規定にかかわらず「地方農政局、森林管理局及び沖縄総合事務局に公共事業に関する事務について主体的かつ一体的に処理させる場合の事務の取扱いに関する訓令」（平成13年3月23日付け農林水産省訓令第8号）に基づき、沖縄県における被害森林整備に係る実施計画については、「林野庁長官」とあるのは「沖縄総合事務局長」と読み替えるものとする。
- 7 森林経営管理法第43条第1項に定める集約化構想が定められた区域（以下「集約化構想の区域」という。）において実施する林業生産基盤整備道整備又は林業専用道整備については、優先採択するものとする。
- 8 令和6年度補正予算（第1号）における事業の対象区域及び内容は、次のとおりとする。
  - (1) 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要領（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）第3の1の(1)に規定する体質強化・花粉削減計画の事業対象区域内において実施する森林環境保全直接支援事業の人工造林、下刈り、間伐、付帯施設等整備及び森林作業道整備、特定機能回復事業の林相転換特別対策（特定スギ人工林）並びに林道整備事業
  - (2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の山地災害危険地区等における森林整備対策の対策箇所において実施する森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業及び林道整備事業（森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業にあっては、山地災害危険地区、重要インフラ施設周辺の森林等のうち特に緊要度の高い区域において治山対策と連携して実施するもの又は流域治水の取組と連携して実施するものに限る。林道整備事業にあっては、連絡線形の林道、沿線に生活関連施設がある林道又は個別施設計画に基づく整備の優先度の高い林道に限る。）
- 9 令和7年度補正予算（第1号）における事業の対象区域及び内容は、次のとおりとする。
  - (1) 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要領（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）第3の1の(1)に規定する体質強化・花粉削減計画の事業対象区域内において実施する森林環境保全直接支援事業の人工造林、下刈り、間伐、付帯施設等整備及び森林作業道整備、特定機能回復事業の林相転換特別対策並びに林道整備事業
  - (2) 第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）の山地災害危険地区等における森林整備対策の対策箇所において実施する森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業及び林道整備事業（森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業にあっては、山地災害危険地区、重要インフラ施設周辺の森林等のうち特に緊要度の高い区域において治山対策と連携して実施するもの又は流域治水の取組と連携して実施するものに限る。林道整備事業にあっては、連絡線形の林道、沿線に生活関連施設がある林道又は個別施設計画に基づく整備の優先度の高い林道に限る。）
- 10 本要領により難しい事項については、林野庁長官の承認を受けるものとする。
- 11 以上のほか、細部の手続、様式等は、本要領の趣旨に基づき知事が定める。

別表1 (第1関係)

事業区分	事業内容	事業規模等	事業主体
1 森林環境保全直接支援事業	ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 ケ 間伐 コ 更新伐 サ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 (エ) 荒廃竹林整備 (オ) 森林作業道整備	a 事業内容のア～コについては、1施行地の面積が0.1ha以上であること。  b ケ、コについては、前項に加えて、森林経営計画、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。)第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画(以下「特定間伐等促進計画」という。)、実施権配分計画又は一括計画(以下「森林経営計画等」という。)に基づいて行う場合は、補助金の交付申請ごと、かつ、計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10m <sup>3</sup> 以上であること。(ふくしま復興加速化森林整備事業(公的タイプ)を除く。)	① 都道府県 ② 市町村 ③ 森林所有者 ④ 森林組合等 ⑤ 森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの、以下「森林整備法人等」という。) ⑥ 森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等(以下「特定非営利活動法人」という。) ⑦ 森林法施行令第11条第8号に規定する団体(以下「森林所有者の団体」という。) ⑧ 森林経営計画の認定を受けた者(以下「森林経営計画策定者」という。) ⑨ 特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者 ⑩ 森林経営管理法第36条第2項又は第44条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者(以下「民間事業者」という。)  なお、ふくしま復興加速化森林整備事業(公的タイプ)は、は、都道府県、市町村、森林整備法人等(ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で実施する場合は、森林所有者と協定を締結した場合に限る。)に限る。
2 特定機能回復事業			
(1) 森林緊急造成 自然条件等の理由で更新が困難な森林について、事業主体と森林所有者による協定等に基づいて実施する人工造林等とする。	ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 除伐 キ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備	a 事業内容のア～カについては、1施行地の面積が0.1ha以上であること。  b 都道府県、市町村が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭	① 都道府県 ② 市町村 ③ 森林組合等 ④ 森林整備法人等 ⑤ 特定非営利活動法人等 ⑥ 民間事業者

		(エ) 荒廃竹林整備 ク 森林作業道整備	和37年法律第150号) 第2条第1項の激甚災害をいう。以下同じ。) による被害の復旧を行う森林において行う事業については、補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が2.5ha以上。	
(2) 被害森林整備 気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する人工造林等とする。		ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 ケ 更新伐 コ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 (エ) 荒廃竹林整備 サ 森林作業道整備 シ 森林保全再生整備 (ア) 鳥獣害防止施設の整備等 (イ) 鳥獣の誘引捕獲	事業内容のア～ケについては、1施行地の面積が0.1ha以上であること。	① 都道府県 ② 市町村 ③ 森林所有者 ④ 森林組合等 ⑤ 森林整備法人等 ⑥ 特定非営利活動法人等 ⑦ 森林経営計画策定者 ⑧ 民間事業者
(3) 重要インフラ施設周辺森林整備 鉄道、道路、送配電線といった機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設(以下「重要インフラ施設」という。)周辺の森林について、地方公共団体及び森林所有者、重要インフラ施設管理者等による協定に基づいて実施する人工造林等とする。		ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 ケ 更新伐 コ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 (エ) 荒廃竹林整備 サ 森林作業道整備	事業内容のア～ケについては、1施行地の面積が0.1ha以上であること。	① 都道府県 ② 市町村 ③ 森林組合等 ④ 森林整備法人等 ⑤ 特定非営利活動法人等 ⑥ 民間事業者
(4) 林相転換特別対策 自助努力では伐採・植替え等の整備	1) 花粉発生源対策タイプ 林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源	ア 一貫作業 イ 人工造林 ウ 樹下植栽等 エ 下刈り オ 更新伐 カ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設	a 事業内容のア～オについては、1施行地の面積が0.1ha以上であること。 b ア・オについては、1伐区当たりの面積の上限はおおむね2.5ha	① 都道府県 ② 市町村 ③ 森林組合等 ④ 森林整備法人等 ⑤ 特定非営利活動法人等 ⑥ 民間事業者

<p>が進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する1)～3)の施業とする。</p>	<p>となるスギを主体とする人工林において実施するア～キの施業。</p>	<p>等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 キ 森林作業道整備</p>	<p>とし、伐区については連たんしないものとする。 c 次に掲げる全ての要件に該当すること。 (a) 「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき都道府県が設定するスギ人工林伐採重点区域(以下「重点区域」という。)において行うものであること。 (b) 林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。 (c) 伐採による著しい土砂の崩壊又は流出のおそれがある箇所ではないこと。</p>	
	<p>2) 林野火災対策タイプ 林野火災の危険度が高い地域において森林の防火機能の向上を図るために実施するア～サの施業。</p>	<p>ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 ケ 防火林帯整備 コ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 (エ) 荒廃竹林整備 サ 森林作業道整備</p>	<p>a 事業内容のア～ケについては、1 施行地の面積が0.1ha以上であること。 b ケにおける伐採は帯状伐採とし、その幅は樹高の2倍程度までとすること。 c 次に掲げる全ての要件に該当すること。 (a) 林野火災特別地域対策事業の実施について(昭和45年6月16日付け45林野保第215号林野庁長官・消防防第344号消防庁長官通知)に基づく林野火災特別地域において行うものであること。 (b) 事業を実施する都道府県又は市町村の地域防災計画等に防火林帯と一体となった林野火災防止対策が位置づけられていること。 (c) 事業実施後に当該防火林帯を管理する者が書面において明らかになっていること。 (d) 防火林帯は林道等の周辺で整備す</p>	<p>① 都道府県 ② 市町村 ③ 森林組合等 ④ 森林整備法人等 ⑤ 特定非営利活動法人等 ⑥ 民間事業者</p>

			<p>るものであること。</p> <p>(e) 伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所ではないこと。</p>	
	<p>3) 野生鳥獣被害対策タイプ</p> <p>野生鳥獣の頭数管理及びすみ分けに取り組む自治体において生息環境整備のための針広混交林化や広葉樹林化、野生鳥獣の生活圏への出没を防ぐことを目的とした緩衝林帯の整備のために実施するア～スの施業。</p>	<p>ア 人工造林</p> <p>イ 樹下植栽等</p> <p>ウ 下刈り</p> <p>エ 雪起こし</p> <p>オ 倒木起こし</p> <p>カ 枝打ち</p> <p>キ 除伐</p> <p>ク 保育間伐</p> <p>ケ 間伐</p> <p>コ 更新伐</p> <p>サ 緩衝林帯整備</p> <p>シ 付帯施設等整備</p> <p>(7) 鳥獣害防止施設等整備</p> <p>(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備</p> <p>(ウ) 林床保全整備</p> <p>(エ) 荒廃竹林整備</p> <p>ス 森林作業道整備</p>	<p>a 事業内容のア～サについては、1施行地の面積が0.1ha以上であること。</p> <p>b 緩衝林帯の整備については、林縁から幅10m以上で実施すること。</p> <p>c 次に掲げる全ての要件に該当すること。</p> <p>(a) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく第二種特定鳥獣管理計画又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づく被害防止計画、及びこれらの計画に準ずる市町村等が作成する地域の鳥獣被害対策に係る計画又は地域の鳥獣被害対策に関する内容が含まれる計画（確実に位置づけられる見込みであるものも含む）において、頭数管理及び人の生活圏との棲み分けに係る対策が位置づけられていること。</p> <p>(b) 野生鳥獣による人身・生活環境等への被害対策として、棲み分けなどのゾーニングの考え方、針広混交林化や広葉樹林化を行う区域や整備の考え方、緩衝林帯の整備の方針や実施箇所及び方法、管理者や管理の方針を盛り込んだ事業実施方針があること。</p> <p>(c) 事業実施後に当該緩衝林帯を管理する者が書面において明らかになっていること。</p>	<p>① 都道府県</p> <p>② 市町村</p> <p>③ 森林組合等</p> <p>④ 森林整備法人等</p> <p>⑤ 特定非営利活動法人等</p> <p>⑥ 民間事業者</p>
(5) 保全松林緊急保護整備	ア 人工造林	事業内容のア～ケに	① 都道府県	

<p>森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換(同条第7項に規定する樹種転換をいう。)を行うものとする。</p>	<p>イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 除伐 キ 保育間伐 ク 衛生伐 ケ 更新伐 コ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 荒廃竹林整備 サ 森林作業道整備</p>	<p>については、1 施行地の面積が0.1ha以上であること。</p>	<p>② 市町村 ③ 森林所有者 ④ 森林組合等 ⑤ 森林整備法人等 ⑥ 森林所有者の団体 ⑦ 森林経営計画策定者(ただし、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。) ⑧ 民間事業者</p>
--	---	-------------------------------------	---

- (注1) 事業主体のうち、森林緊急造成を実施する都道府県又は市町村に当たっては、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合(事業主体が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。)に限る。
- (注2) 事業主体のうち、被害森林整備又は林相転換特別対策を実施する都道府県又は市町村に当たっては、自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。
- (注3) 事業主体のうち、森林緊急造成、被害森林整備又は林相転換特別対策を実施する森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等又は民間事業者等に当たっては、自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。
- (注4) 事業主体のうち、被害森林整備を実施する森林所有者に当たっては、地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。
- (注5) 事業主体のうち、重要インフラ施設周辺森林整備を実施する、都道府県又は市町村に当たっては、自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合又は、事業主体が自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において、自ら所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る。
- (注6) 事業主体のうち、重要インフラ周辺森林整備を実施する森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等又は民間事業者に当たっては、自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。
- (注7) 事業主体のうち、森林経営計画策定者に当たっては、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。

別表2 (第1関係)

事業区分	事業内容	事業要件等
第1 林道整備事業		
1 林業生産基盤整備 道整備	(1) 開設	<p>林業生産基盤整備道は、木材流通の広域化や木材の大量運搬等に対応できる基幹となる林道であって、次に掲げる全ての要件及び事業内容ごとに定める全ての要件に該当するもの。</p> <p>(ア) 林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）に規定する自動車道であること。</p> <p>(イ) 利用区域内の森林において、森林経営計画等に基づく森林施業の実施が計画されていること。</p> <p>(ウ) 利用区域の全部又は一部が森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」（以下「効率的施業区域」という。）、「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」（平成30年2月1日付け29林整第713号林野庁長官通知）に定める区域（以下「生産基盤強化区域」という。）又は集約化構想の区域と重複する林道であること。ただし、第13の1の(3)のエの場合を除く。</p> <p>(ア) 地域森林計画（森林法第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画をいう。以下同じ。）に記載された林道であること。</p> <p>(イ) 利用区域内森林面積が50ha以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね1km以上であること。ただし、次のいずれかに該当する林道を除く（コスト縮減等を目的として他の林道と一体的に路網を形成する場合にあっては、当該林道に係る利用区域内森林面積と全体計画延長の合計により判断するものとする。）。</p> <p>a 次のいずれかに該当するものについては、利用区域内森林面積が30ha以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね0.8km以上であること。</p> <p>(a) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項、第41条第1項若しくは第2項、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）又は昭和55年3月31日における過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）第2条第1項に規定する過疎地域、平成12年3月31日における過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域若しくは令和3年3月31日における過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）に規定する過疎地域に該当する地域で過疎地域以外のもの（以下「旧過疎地域」という。）で整備される林道</p> <p>(b) 「特定市町村等の要件等について」（平成17年3月23日付け林整計第343号林野庁長官通知）の第2の規定による特定市町村又は準特定市町村で整備される林道</p> <p>(c) 水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第3条第1項に規定する水源地域で整備される林道</p> <p>(d) 沖縄県で整備される林道</p> <p>(e) 水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道及び特定保安林の整備を行うために開設する林道</p> <p>b 既設の林道と他の既設の林道又はこれと同程度の構造を有するその他の道路施設の相互間を峰越し等により連絡する林道であって、森林法施行令第11条、第12条、別表第3及び別表第4の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件（平成14年10月15日農林水産省告示第1630号。以下「告示」という。）の付録第2により算出した数値が0.9以上かつ付録第3により算出した数値が1.0以上である林道（以下「峰越連絡林道」という。）にあっては、幹線林道とその他の林道に区分することとし、幹線林道は当該林道とこれに直接接続する既設の林道とを一つの路線とみなしたときの当該路</p>

		<p>線の利用対象となる区域（以下「直接利用区域」という。）が500ha以上であること、その他の林道は直接利用区域が100ha以上であること。</p> <p>(ウ) 告示の付録第1により算出した数値（以下「開設効果指数」という。）が0.9以上であること。ただし、峰越連絡林道の幹線林道にあっては1.2以上とする。</p> <p>(エ) 利用区域内森林面積に対し延べ面積で10%以上に相当する森林において、森林の整備（地方単独事業等によるもの及び主伐（更新を伴う伐採）を含む。）が計画されていること。</p> <p>(オ) 峰越連絡林道については、開設に要する事業費が2億4千万円以上であること。ただし、林道以外の道路施設と重複する路線は除外する。</p> <p>(カ) 開設により、走行時間を開設前と比較して10%以上削減すること。</p> <p>(キ) 中間土場を整備する場合については、開設に伴い発生する残土の処理にかかる費用と比較して、中間土場の整備にかかる費用が安価であること。</p>
	<p>(2) 改良</p> <p>ア 橋りょう改良</p> <p>イ 局部改良</p> <p>ウ 雪害防止</p> <p>エ ずい道改良</p> <p>オ 幅員拡張</p> <p>カ のり面保全</p> <p>キ 交通安全施設</p> <p>ク 舗装</p> <p>ケ 作業ポイント整備</p> <p>コ 接続路整備</p>	<p>(ア) 地域森林計画に記載された林道であること。</p> <p>(イ) 既設林道の強靱化、輸送力の向上及び安全確保を図るために実施する局部的構造の改良等であること。</p> <p>(ウ) 1箇所の事業費が900万円以上であること。ただし、クについては事業費が2,400万円以上であること。</p> <p>(エ) 対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分することとし、それぞれの区分ごとに以下の要件を満たすこと。ただし、クについては、対象とする路線は、その舗装される林道の利用区域内森林面積により幹線林道とその他の林道の区分を判断するものとする。なお、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとし、また、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。</p> <p>a 幹線林道 次のいずれかを満たすこと。</p> <p>(a) 利用区域の全部又は一部が効率的施業区域又は集約化構想の区域と重複する場合であって、利用区域内森林面積が50ha（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村（以下「振興山村」という。）又は過疎地域にあっては30ha）以上であり、かつ、告示付録第4に定める算式により算出した数値（以下「改良効果指数」という。）が1.2以上であること。</p> <p>(b) 利用区域内森林面積が500ha（振興山村又は過疎地域にあっては200ha）以上であり、かつ、改良効果指数が1.2以上であること。</p> <p>b その他の林道 利用区域内森林面積が50ha（過疎地域及び旧過疎地域にあっては30ha）以上であり、かつ、改良効果指数が0.9以上であること。</p>
	<p>(3) 老朽化対策</p>	<p>個別施設計画に基づく施設の老朽化対策であって、事業費が40万円以上であること。</p>
	<p>(4) 施設集約化（撤去）</p>	<p>施設集約化計画に基づく、林道における施設の集約化に伴うずい道、橋りょう等の林道施設の撤去であって、次に掲げる全ての要件に該当するもの。</p> <p>(ア) 林道施設の機能の集約化を目的とし、改良と一体的に実施すること。</p> <p>(イ) 林道施設の集約化に伴って実施するずい道、橋りょう等の林道施設の撤去であること。</p> <p>(ウ) 民有林林道台帳について（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）に規定する林道台帳に登載された林道に設置されている林道施設であること。</p> <p>(エ) 個別施設計画に基づき実施する林道施設の撤去であること。</p> <p>(オ) 撤去対象のずい道、橋りょう等の林道施設を含む林道又は集約先の林道施設を含む林道を対象とすること。</p> <p>(カ) 撤去を行う林道施設の管理者が、都道府県、市町村、森林組合等で</p>

		あること。
	(5) 機能回復	大雨等による被害拡大の未然防止、通行の安全の確保のための整備であって、次に掲げる全ての要件に該当するもの。 (ア) 利用区域の全部又は一部が効率的施業区域と重複する路線において実施すること。 (イ) 橋りょう、ずい道、排水施設、路面等の機能の回復であること。 (ウ) 事業費が40万円以上であること。 (エ) 第6の維持管理を行ってきたことが明らかであること。
	(6) 農道等改良	森林施業や木材輸送の効率化に必要な車両の通行を確保することを目的に林道の開設・改良と一体的に実施する農道等（農道として農道台帳により管理される道路のほか、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域（農業振興地域の指定が行われていない市町村にあっては同法第4条第1項の農業振興地域整備基本方針に定められた農業振興地域として指定することを相当とする地域）内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該地域と有機的かつ密接に連携する道路をいう。なお、道路法第3条に掲げる道路を除く。以下同じ。）の必要最小限の改良であって、次に掲げる全ての要件に該当するもの。 (ア) 林道と接続する農道等を対象とすること（接続する林道を「本体林道」という。以下同じ。）。 (イ) 事業計画に基づいて実施する本体林道の開設又は改良と同一の計画期間内に実施する改良であること。 (ウ) 対象とする農道等のうち、本体林道と当該農道等が接続する箇所から、本体林道の設計車両（林道規程第9条に定める設計車両をいう。）が通行可能な他の道路と最初に接続する箇所までの区間を対象とすること。 (エ) 1箇所の事業費が、本体林道の開設又は改良に掛かる事業費未満であって、かつ3,000万円未満であること。 (オ) 本体林道の利用区域内の森林において、森林経営計画等により森林の伐採及び木材の搬出が計画されていること。 (カ) 本体林道の利用区域内の森林において、集約化構想の作成等、森林の集積・集約化に取り組むことが確実と見込まれること。
2 山村強靱化林道整備		山村強靱化林道は、効率的な森林施業、木材の大量運搬等に対応し、山村の強靱化にも資する基幹となる林道であって、次に掲げる全ての要件及び事業内容ごとに定める全ての要件に該当するもの。 (ア) 林道規程に規定する自動車道であること。 (イ) 林道規程第3条（4）に規定する幹線であること。 (ウ) 利用区域内の森林において、森林経営計画等に基づく森林施業の実施が計画されていること。 (エ) 代替路型と防火機能型の区分ごとに以下の要件を満たすこと。 a 代替路型 事業着手時から供用開始までの間に、地方公共団体により、地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において代替路として位置付けられる林道であること。 b 防火機能型 次に掲げる全ての要件に該当すること。 (a) 林野火災特別地域における林道であること。 (b) 当該林道と山火事防止施設を一体的に整備すること。 (c) 事業着手時から供用開始までの間に、地方公共団体により、地域防災計画等の地域の林野火災対策に関する計画において、当該林道や山火事防止施設と一体となった林野火災対策が位置付けられていること。
	(1) 開設	1の(1)の(ア)～(カ)及び(キ)に掲げる全ての要件に該当するもの。
	(2) 改良 ア 橋りょう改良 イ 局部改良 ウ 雪害防止 エ ずい道改良	(ア) 地域森林計画に記載された林道であること。 (イ) 既設林道の強靱化、輸送力の向上及び安全確保を図るために実施する局部的構造の改良等であること。 (ウ) 1箇所の事業費が900万円以上であること。ただし、イ及びカについては1箇所あたりの事業費が200万円以上、クについては事業費が



	コ 接続路整備	<p>(a) 利用区域の全部又は一部が効率的施業区域又は生産基盤強化区域と重複する場合であって、利用区域内森林面積及び改良効果指数が1の(2)の(イ)のaを満たすこと。</p> <p>(b) 利用区域の全部又は一部が重点区域及び生産基盤強化区域と重複する場合であって、利用区域内森林面積が50ha（振興山村又は過疎地域にあつては30ha）以上かつ利用区域と重複する重点区域の面積が10ha以上であり、かつ、改良効果指数が1.2以上であること。</p> <p>(c) 利用区域の全部又は一部が集約化構想の区域と重複する場合であって、利用区域内森林面積が30ha以上であり、かつ、改良効果指数が1.2以上であること。</p> <p>b その他の林道 改良効果指数が0.9以上であること。</p>
	(3) 老朽化対策	<p>個別施設計画に基づく施設の老朽化対策であって、次に掲げる全ての要件に該当するもの。</p> <p>(ア) 利用区域の全部又は一部が効率的施業区域又は生産基盤強化区域と重複する路線において実施すること。</p> <p>(イ) 事業費が40万円以上であること。</p>
	(4) 施設集約化（撤去）	1の(4)に準ずる。
	(5) 機能回復	1の(5)に準ずる。
	(6) 農道等改良	1の(6)に準ずる。
	(7) ふくしま森林再生路網計画策定	<p>東日本大震災の影響により放射性物質の影響を受けた森林において、効率的に路網計画を策定するための航空レーザ計測、支援ソフトの導入、周辺機器の購入及び森林所有者等の同意取付けの用地調整であって、次に掲げる全ての要件に該当するもの。</p> <p>(ア) 航空レーザ計測については、地域森林計画に記載する見込みのある林道の存する区域に係る市町村で実施すること。</p> <p>(イ) 航空レーザ計測の実施に係る経費の算定については、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領」（平成28年3月31日付け27林整計第352号林野庁長官通知）に準ずること。</p> <p>(ウ) 航空レーザ計測における照射密度は1㎡当たり4点以上とすること。</p> <p>(エ) 航空レーザ計測の事業費は実施面積に1ha当たり5,000円を乗じた金額を上限とすること。</p>
4 林道施設老朽化緊急対策		次の(1)又は(2)を、(3)と併せて実施するものであって、事業内容ごとに以下の要件を満たすもの。ただし、令和9年3月31日までに実施されるものに限る。
	(1) 林道施設老朽化対策	対象となる路線に応じ、1の(3)、2の(3)又は3の(3)に掲げる要件を満たすこと。
	(2) 林道改良対策	対象となる路線に応じ、1の(2)、2の(2)又は3の(2)に掲げる要件を満たすこと。
	(3) 林道施設PCB廃棄物処理促進対策	第2に掲げる要件を満たすこと。
第2 林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業		林道施設の塗膜に含まれるポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）の調査、処理等であって、事業内容ごとの要件を満たすもの。ただし、令和9年3月31日までに実施されるものに限る。
	(1) PCBの濃度分析調査	林道施設の塗膜に含まれるPCBの濃度分析調査に必要な塗膜の剥離（これに伴う当該剥離箇所の再塗装を含む。）及び当該剥離時の塗膜の飛散を防止する仮設物の設置並びに剥離した塗膜に含まれるPCBの濃度分析調査であって、昭和41年から昭和49年までの期間にPCBを含む塗料による塗装が行われたおそれがある林道施設が対象であること。
	(2) PCBの処理等	林道施設全体の塗膜の剥離（これに伴う当該施設の再塗装を含む。）及び剥離時の塗膜の飛散を防止する仮設物の設置並びに剥離した塗膜の処分（処理施設までの運搬を含む。）であって、PCBを含む塗料による塗装が行われた林道施設が対象であること。

別表3 (第1関係)

事業内容	対象となる範囲
ア 人工造林	<p>優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去。</p> <p>ただし、別表1の2の(4)の1))において行う地拵えに含むことのできる経費は、機械地拵えとする。また、植栽は1ha当たり2,000本以下を基本とし、樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。</p>
イ 樹下植栽等	<p>次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する整備。</p> <p>(ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分（面的複層林施業通知に定める面的複層林施業の対象森林にあつては上層木が10齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。</p> <p>(イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去。</p>
ウ 下刈り	<p>植栽により更新した2齢級以下（複層林においては下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林においては下層木が8齢級以下）の林分で行う雑草木の除去。</p>
エ 雪起こし	<p>植栽により更新した5齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（倒木起こしに該当するものを除く。）。</p>
オ 倒木起こし	<p>植栽により更新した5齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こし。</p>
カ 枝打ち	<p>次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する枝葉の除去。</p> <p>(ア) 6齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去</p> <p>(イ) 12齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去</p> <p>(ウ) 18齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去</p>
キ 除伐	<p>下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあつては12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰。</p>
ク 保育間伐	<p>12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰。</p> <p>ただし、第1の1の(2)のイ及びウにおいては搬出集積（被害木を含む。）を含むことができる。</p>
ケ 間伐	<p>12齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りではない。）の林分又は市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に2を乗じた林齢以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積。</p> <p>なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積100m<sup>3</sup>を上限とする。</p>

コ 更新伐	<p>18齢級以下の林分又は標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分（面的複層林施業の一環として実施する場合は10齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積（被害木を含む。）及び巻枯らし。</p> <p>なお、搬出集積を含むことのできる経費は施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積100m<sup>3</sup>（森林病虫害等防除法第2条第1項の各号に掲げる森林病虫害等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大防止のために実施する更新伐にあつては200m<sup>3</sup>）を上限とする。</p>
サ 一貫作業	<p>標準伐期齢以上の林分で行う林相転換を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）の各作業を並行又は連続して行う一貫作業。なお、植栽については、1ha当たり2,000本以下を基本とし、樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。</p> <p>なお、搬出集積を含むことのできる経費は施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積100m<sup>3</sup>を上限とする。</p>
シ 衛生伐	<p>松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理とする。</p>
ス 防火林帯整備	<p>防火林帯の整備を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積とする。</p> <p>なお、搬出集積を含むことのできる経費は施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積200m<sup>3</sup>を上限とする。</p>
セ 緩衝林帯整備	<p>野生鳥獣被害対策として、緩衝林帯の整備のために行う不用木（侵入竹を含む。）の除去。</p>
ソ 付帯施設等整備のうち	<p>アからセの事業内容のうち別表1の事業区分ごとに実施可能なもののいずれかと一体的に実施され、次のいずれかに該当する施設の整備等。</p>
(1) 鳥獣害防止施設等整備	<p>次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する鳥獣害防止施設等の整備。</p> <p>(ア) 施設等整備 健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備。</p> <p>(イ) 施設改良 既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良。</p>
(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備	<p>森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備。</p>
(3) 林床保全整備	<p>造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等の整備。</p>
(4) 荒廃竹林整備	<p>周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、事業内容欄のアからコ及びス・セのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が一体的に実施する施業に係る事業量を超えないものとする。</p>
タ 森林作業道整備	<p>「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき都道府県が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設、改良及び復旧（暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。）であつて、次の全てに該当する森林作業道の整備。</p> <p>(ア) アからスまでの事業内容のうち別表1の事業区分ごとに実施可能なもののい</p>

	<p>れかと一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの。ただし、改良及び復旧についてはこの限りではない。</p> <p>(イ) 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの</p>
チ 森林保全再生整備	<p>野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行う次のいずれかに該当する施設の整備等。なお、事業を実施しようとする地域において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)第4条の2に基づく協議会(以下「協議会」という。)が組織されている場合にあつては、事業実施箇所、事業内容、事業実施期間及び鳥獣被害防止特措法第4条第2項に基づく被害防止計画との関係について、事業主体は協議会と連絡調整を図るものとする。</p> <p>(ア) 鳥獣害防止施設の整備等 次のa又はbのいずれかに該当するもの。</p> <p>a 野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備(パッチディフェンス、金網巻等の整備、自動撮影カメラの設置、忌避植物の植栽等を含む。)</p> <p>b 既設の鳥獣害防止施設の改良(市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域内のものに限る。)</p> <p>(イ) 鳥獣の誘引捕獲 誘引捕獲とそれに必要な施設の整備等(給餌施設の整備、採餌木の植栽、誘引捕獲場所の整備、捕獲個体の処分等を含む。)</p>
ツ 開設	<p>森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備する林道の開設工事。なお、林道には開設に伴い発生する残土を活用して、公道等沿いに整備する中間土場を含むものとする。</p>
テ 林業専用道開設	<p>森林施業の集約化や路網整備を通じた持続可能な森林経営の実現に資するため、森林作業道等と組み合わせて、間伐作業を始めとする森林施業の用に供し、専ら木材輸送用車両の通行等に供する恒久的施設として、林業生産基盤整備道の整備と同一の事業計画の下で行う林業専用道の開設工事。なお、林業専用道開設に伴い発生する残土を活用して、公道等沿いに整備する中間土場を含むものとする。</p>
ト 橋りょう改良	<p>架設後5年以上を経過した橋りょうに係る以下の工事</p> <p>(ア) その機能が喪失しているもの又は著しく低下していると認められるものを永久構造の橋りょう(必要最小限度の取付道路を含む。)に架け替える工事</p> <p>(イ) 当該橋りょうを架け替えることが著しく困難又は不適當な場合において、これに代わるべき必要な施設を新設する工事</p> <p>(ウ) 橋りょうを塗装する工事</p>
ナ 局部改良	<p>開設後5年以上を経過した林道に係る以下の工事</p> <p>(ア) 現行の林道規程に定める勾配、曲線半径の制限を超える箇所等の勾配又は曲線を修正する工事</p> <p>(イ) 待避所(車廻しを含む。)、土場施設、排水施設、防護施設又は路側施設を新築又は改良する工事</p> <p>(ウ) 路床、路盤又は踏切道の構造を改良する工事</p>
ニ 雪害防止	<p>次に掲げる林道に係る雪害防止施設(雪崩、吹きだまり等による雪害を防止するための柵工、階段工、防止壁又はスノーシェッド等の施設で、治山事業において計画されていない施設をいう。)を新設する工事</p> <p>(ア) 冬山生産が行われている地域にある林道</p> <p>(イ) 雪害により路体に被害を及ぼすような箇所があるため予防施設を必要とする林道</p> <p>(ウ) 沿道に人家又は公共施設がある林道</p>
ヌ ずい道改良	<p>施工後5年以上を経過したずい道で、その断面が現行の林道規程に定める建築限界を満足しないもの等及び落石、落盤により著しく通行に支障があると認められるものを改良する工事</p>
ネ 幅員拡張	<p>開設後5年以上を経過した林道の全幅員(車道幅員と路肩幅員を加えたものをいう。以下同じ。)を拡張する工事であつて、以下を満たすもの</p>

	<p>(ア) 林業生産基盤整備道又は山村強靱化林道にあつては、全幅員4.0m未満のものを4.0m以上とする工事及び全幅員5.0m未満のものを5.0m以上のものとする工事</p> <p>(イ) 林業専用道にあつては、全幅員3.6m未満のものを3.6m以上とする工事</p>
ノ のり面保全	林道に係るのり面の崩壊、土砂の流出等を防止するために必要な施設を新設又は改良する工事
ハ 交通安全施設	<p>道路標識、道路反射鏡、視線誘導標、防護柵、照明施設又は区画線等を新設又は改良する工事であつて、次に定める基準に該当する路線において実施するもの</p> <p>(ア) 林業生産基盤整備道又は山村強靱化林道における「幹線林道」</p> <p>(イ) 林業生産基盤整備道又は山村強靱化林道における「その他の林道」又は林業専用道であつて、以下を満たす路線。</p> <p>(a) 過去に重大な交通事故が発生した路線</p> <p>(b) 具体的な事例をもって、重大な交通事故を回避するために必要と認められる路線</p>
ヒ 舗装	木材輸送及び雨水等による路面の浸食に対する耐久性等の機能を向上するため、林道を舗装する工事
フ 山火事防止施設	ト～ニ又はネ～ヒの工事に併せ山火事を防止するために必要な施設を新設する工事
ヘ 災害避難施設	自然災害発生時に林道と一体として機能する避難広場、避難歩道、防火水槽、安全情報伝達施設（地域防災計画等に定められている避難広場に限る。）、誘導灯、転落防止柵等の施設を新設又は改良する工事
ホ 作業ポイント整備	公道等の主要な地点において、森林施業の各工程に係る高性能林業機械等による効率的な作業等に利用する用地及び取付道路を整備する工事であつて、1箇所当たりの用地面積及び取付道路等の規模が利用計画、受益の範囲等からみて適正であるもの
マ 接続路整備	森林作業道等の開設を容易にするために、林道から森林内の地形の変換点（緩傾斜部）まで比較的急勾配で配置する部分的な舗装された道等（接続路）を整備する工事であつて、1箇所当たりの規模が、原則としておおむね50mであるもの

別表4 (第10の(2)関係)

事業名	査定係数
森林環境保全直接支援事業	<p>(1) 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの：180</p> <p>(ア) 効率的施業区域又は間伐等特措法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画等に基づき行う1ha当たり2,000本以下の人工造林及び同施行地における3回までの下刈り</p> <p>(イ) ふくしま復興加速化森林整備事業(公的タイプ)</p> <p>(2) 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するもの：170</p> <p>(ア) 森林経営計画等に基づき行う事業((1)に規定する査定係数180で行うものを除く。また、(1)の(ア)の施行地における4回以降の下刈りも含む。)</p> <p>(イ) 間伐及び更新伐については、森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班(以下「森林経営計画対象林班」という。)内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班内で森林経営計画に基づき行うものと一体的に行うもの</p> <p>(ウ) 鳥獣害防止施設の改良又は森林作業道の改良若しくは復旧(付帯施設整備以外のいずれかの施業と一体的に実施するものを除く。)</p> <p>(3) 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの：90</p> <p>(ア) 人工造林及び樹下植栽等について、森林法第10の8、第10の9に基づく伐採及び伐採後の届出書(以下「伐採造林届書」という。)に基づいて行うもの(新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出書を要しない場合を含む。)</p> <p>(イ) 下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、(1)及び(2)の(ア)に該当しないもの</p>
特定機能回復事業 森林緊急造成	<p>(1) 森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林に定められた森林において行うもの：180</p> <p>(2) (1)以外で行うもの：90</p>
被害森林整備	170
重要インフラ施設周辺森林整備	180
林相転換特別対策	<p>(1) 別表1の2の(4)の1)の事業内容のうち一貫作業並びにそれと一体的に行う付帯施設等整備、森林作業道整備及び同施行地における3回までの下刈り：180</p> <p>(2) 別表1の2の(4)の1)の事業内容のうち更新伐、樹下植栽、人工造林及び同施行地における下刈り、一貫作業の施行地における4回以降の下刈り並びにそれらと一体的に行う付帯施設等整備及び森林作業道整備：170</p> <p>(3) 別表1の2の(4)の2)及び3)の事業内容：180</p>

別表5（第10の(2)関係） 標準単価の対象経費

事業内容	対象因子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、雑草木除去費、枝葉除去費
下刈り	雑草木除去費、薬剤代
雪起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
倒木起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
枝打ち	枝葉除去費
除伐	不用木除去費、不良木淘汰費
保育間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費（特定機能回復事業に限る。）
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
衛生伐	不用木伐倒費、不良木伐倒費、搬出集積費、破碎費、焼却費、薬剤代、被覆資材代
一貫作業	支障木等伐倒費、搬出集積費、地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費
防火林帯整備	不用木除去費、不良木淘汰費、支障木等伐倒費、搬出集積費
緩衝林帯整備	不用木除去費
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費

- (注) 1 苗木運搬費は、現場苗木荷卸地又は仮植地から造林地までの運搬費とする。  
 2 搬出集積費は、作業地点までの搬出集積を含むものとする。  
 3 一貫作業における地拵え費は、機械地拵え費とする。

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。